

令和6年12月4日

公立岩瀬病院企業団

職員の懲戒処分について

公立岩瀬病院企業団は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、当企業団の規則により下記のとおり公表します。

記

【処分内容】

減給3月 給料の10分の1

【処分年月日】

令和6年11月29日付

【事件の概要】

被処分者は、業務上の相談をした職員に対しての人格を傷つける発言や遅刻などの勤務態度不良により、業務遂行に支障を来たす状態が認められた。